

「塾総合保険」は塾をとりまくさまざまな危険から、塾経営者・生徒の皆さまをお守りします。

経営者の賠償責任

〈塾特別約款〉

次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、塾の経営者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ▶ 塾の経営者が所有、使用または管理する塾の施設または設備に起因する偶然な事故
- ▶ 塾の業務遂行（生徒の指導、監督など）に起因する偶然な事故



●塾の看板が風で倒れて
通行人にケガをさせた。



●休憩室の本棚が倒れて
生徒がケガをした。



●イスの足が折れ、生徒が後ろの
机で頭部を打ってケガをした。

生徒の賠償責任

〈塾生徒特別約款〉

塾の管理下※1において発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、塾の生徒（または法定の監督義務者）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



●生徒が教室に入る際に
誤ってビデオを壊した。



●廊下でふざけていた生徒が、他の
生徒にケガをさせた。



●生徒が教室で誤ってジュースを
こぼし、隣の子の洋服を汚してし
まった。

（注）塾の設備・什物の損壊など、塾が被る損害について、塾側にも生徒の管理責任がありますので、ケースによっては過失相殺されることがあります。

生徒の傷害

〈傷害補償特約（塾生使用）〉

塾の生徒が次の事故によってケガをした場合に補償します。

- ▶ 塾の管理下※1での急激かつ偶然な外来の事故
- ▶ 塾との往復途上※2での急激かつ偶然な外来の事故



●塾へ向かう途中で生徒が
交通事故に遭いケガをした。



●生徒が休憩室の大型テレビの
下敷きになりケガをした。



●授業終了後、生徒が掃き出し
として塾の階段から落ちて
ケガをした。

※1「塾の管理下」とは

- ① 塾の授業に出席している間（休憩時間を含みます）
- ② 塾の授業開始前または授業終了後に塾の施設内にいる間
- ③ 塾が主催または共催する模擬試験、合宿、保護者会等の行事に参加している間

●対象となる塾：主として未成年者を対象とし、学習、珠算、書道、外国語、華道、茶道、ピアノ、絵画等を指導する私的教育機関で保険証券に記載されたものをいいます。

ただし、次のものは対象となりません。

- ① 野球、水泳、スキー、テニスなどスポーツを指導するもの※3
- ② 専ら小学校就学の始期に達するまでの乳幼児を対象とするもの
- ③ 主な指導方法が通信教育によるもの
- ④ 学校教育法の学校、専修学校および各種学校※4

※3 ジャズダンス、エアロビクス、ヨガ、社交ダンス、バレエ、日舞、パティシエ教室は対象となります。

※4 専修学校、各種学校として認定されていない予備校はこの保険の対象となります。

※2「塾との往復途上」とは

- ① 自宅または学校から塾の管理下に入るまでの間
 - ② 塾の管理下を離れて帰宅するまでの間
- （注）通常の経路を著しく逸脱した場合を除きます。

お支払いする保険金の額

（詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください）

◆賠償責任〈賠償責任保険普通保険約款、塾特別約款および塾生徒特別約款〉

【お支払いの対象となる損害の範囲】

- ① 損害賠償金
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
- ② 損害防止費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用をお支払いします。
- ③ 権利保全行使費用
対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をお支払いします。
- ④ 緊急措置費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をお支払いします。
- ⑤ 協力費用
当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用をお支払いします。
- ⑥ 争訟費用
損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をお支払いします。

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。

また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

$$\text{保険金の額} = \text{①損害賠償金} + \text{②損害防止費用} + \text{③権利保全行使費用} + \text{④緊急措置費用} - \text{基本契約の免責金額（自己負担額）}$$

◆傷害事故〈傷害補償特約（塾生使用）〉

- ① 死亡保険金 / 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、保険証券に記載された死亡・後遺障害保険金額の全額（既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、その金額を差し引いた残額とします）をお支払いします。
- ② 後遺障害保険金 / 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ合算して保険証券に記載された死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
- ③ 入院保険金 / 傷害を被った結果、入院（自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、治療とは医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます）された場合に、入院の日数に対して、保険証券に記載された入院保険金日額を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を限度とし、180日以内の入院に限りします。
- ④ 通院保険金 / 傷害を被った結果、通院（病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガを被った特定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします）された場合に、通院の日数に対して、保険証券に記載された通院保険金日額を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて90日を限度とし、180日以内の通院に限りします。

保険金をお支払いできない主な場合

（詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください）

〈賠償責任共通〉

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任

〈塾経営者の賠償責任〉

- 施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 次のいずれかに該当する物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ア. 航空機
 - イ. 昇降機（小荷物専用昇降機を除きます）
 - ウ. 自動車または原動機付自転車
 - エ. 施設外における船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます）または動物
- 塾の指導または助言の結果に起因して、塾の生徒が塾の管理下

にない間に生じた事故による損害賠償責任

- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 塾の生徒の能力または技術が向上しないことに起因する損害賠償責任

〈塾の生徒の賠償責任〉

- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

〈塾の生徒の傷害事故〉

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます）または腰痛その他の症状で医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます）のないもの